

平成 27 年度第 1 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 27 年 7 月 30 日（木）15 時 20 分～17 時 20 分	場所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員、目等委員、吉村委員 (五十音順)		
	事務局	向後企画政策課長、和田副主幹、上野副主幹、池田主任主事、上田主任主事	
	その他		
内 容			
<p>◆市長挨拶</p> <p>佐倉市においては、市の進める施策の方向性や手段の見直しを行い、実施する事業の実効性を高め、総合計画の進捗を促進するために行政評価を実施している。少子化・高齢化の急速な進行、東日本大震災を教訓とした災害対策や、公共施設等の老朽化対策の必要性の増加、更には国から地方創生に係る総合戦略の策定を求められている中、佐倉市として佐倉市の価値を高め、選ばれるまちづくりに向け、公正かつ透明で効果的な行政運営の重要性はますます高まっている。委員の皆様におかれては、昨年度に引き続き、専門的なご意見や普段の生活から感じることなど、行政評価懇話会の場において忌憚無いご意見、ご指導を賜りたい。今後の佐倉市のため、力添えをいただけるようお願いする。</p> <p><市長退席></p> <p>◆議事</p> <p>(1) 平成 26 年度行政評価懇話会意見への回答について</p> <p>(委員長) 議事 (1) は平成 26 年度行政評価懇話会意見への回答について。平成 26 年度我々が出した意見に対して、市の現状と今後の方針について事務局から説明をお願いする。</p> <p>(事務局) 本日の配布資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料 1 平成 26 年度行政評価懇話会意見に対する回答 ・資料 2 佐倉市総合計画前期基本計画総括レポート ・資料 3-1 第 4 次佐倉市総合計画施策体系表 ・資料 3-2 部局との意見交換について (これまでの流れ) ・資料 4 平成 27 年度行政評価懇話会スケジュール (案) <p>その他、実施計画書 (第 3 次改訂版)、平成 26 年度懇話会意見書を配布している。</p> <p>では、議事 (1) に沿って資料 1 について説明する。平成 26 年度に行政評価のため選択した施策は、</p> <p style="padding-left: 20px;">2 章-3 「快適な生活環境が保たれたまちにします」</p> <p style="padding-left: 20px;">5 章-3 「道路環境が充実した安全で快適なまちにします」</p> <p style="padding-left: 20px;">6 章-8 「適正な行政運営の確立に努めます」であった。</p> <p>昨年度の懇話会意見書についての回答は資料 1 のとおり、意見書に掲載された意見を項目別に整理し、それぞれに担当課から現状及び今後の対応方針について回答している。</p> <p>現在すでに取り組んでいるというものを含め、基本的にいただいたご意見の方向で今後取り組んでいくという回答内容となっている。</p> <p>(委員長) では、ただいまの事務局説明に対してご質問、ご意見があればお願いしたい。</p> <p>(宇田川委員) 全体的に資料 1 の担当課からの回答欄については調査する、研究するという回答項目が多い。受け取り方によっては前向きな考えと捉えられるが、実際に 1 年後にどうなったかを精査、検証等していくことも必要ではないか。</p> <p>(委員長) 行政評価においてフォローアップという視点は重要。総務省の行政評価局でもフォローアップを重ねて、良い結論の方向性に向けていつごろまでに行うという結論付けすることが重要視され</p>			

ている。

(宇田川委員) 資料 1 の複数の回答項目において関係各課と連携を図りながら協議をすると記載があるが、どのような関係部署とどのような協議をしたのか具体的内容まで記載してほしい。

(林委員) 資料 1 の 1 頁意見 No.4 「快適な生活環境が保たれたまちにします」一般廃棄物収集運搬事業のごみ処理に関して女性の視点を重視した取組が気になっている。新しい分野で今後の課題というところもあるが、研究して何か良い策を 1 つでも実施してもらいたい。

(目等委員) 資料 1 で施策担当課の回答が記載されているが、次の議事で確認する資料 2 によると、今後策定する後期基本計画に担当課の回答が活かされてくるものと理解し、期待している。

(高岡委員) 資料 1 の 6 頁意見 No.20 「住環境が充実した安全で快適なまちにします」道路維持管理事業で回答されている側溝の清掃について、日常生活の中で気になっている事例を取り上げて伺いたい。例えば、ふたのある側溝にごみが溜まり、大雨が降ると水が溢れるところがあって、側溝の掃除をしたくてもふたが重くて外せないことがある。側溝のふたについて設置基準はどのようなものか。

(事務局) 市道と私道では管理方法は異なるが、通常歩行者が通るような市道では危険性がなければ、清掃の手間もあるため側溝のふたを設置していないと認識している。

(2) 第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画総括レポートについて

(委員長) では続いて、議事 2 「第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画総括レポート」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) これまでご意見をいただいていた第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間としており、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間で後期基本計画期間となる。後期基本計画については、現在、佐倉市総合計画審議会からご意見をいただきながら、策定作業が始まっており、その策定時の基礎資料とするため、市では振り返りレポートを作成した。つくりとしては章を単位とし、57 施策を意識してこれまで行ってきた施策評価などを元にまとめている。また、これまで行政評価懇話会からいただいたご意見について、意見の趣旨をタイトル程度に簡単にまとめた形のもを章立てて、40 頁からの資料として添付している。なお個々の意見については基本的に次年度からの対応について回答をしている。また、行政評価懇話会からは、関連かつ第三者・市民の視点に重きをおいた貴重なご意見をいただいております、行政としてすぐに対応が可能でないものも含まれている。後期基本計画の策定時にも出来る範囲で参考としていくが、後期基本計画の実際の取組、事業など手段の検討時、またその次の見直し時点を含めて継続して検討をしてまいりたいと考えている。

(委員長) 総括レポートの作成方法はどのようなものか。

(事務局) 企画政策課の各章担当が原案を作成し、それを担当課が確認及び修正した。

(委員長) この総括レポートについては市からの報告ということだが、意見などあればお願いしたい。ここで意見を述べておき、策定中の後期基本計画の参考にさせていただくということでしょうか。

(目等委員) この総括レポートは後期基本計画へ向けて今までの成果や課題が記載されているが、これは所管課の担当レベルで作成したものか。もしくは副市長が長となった行政評価委員会等で確認されているものか確認をしたい。

(事務局) 今後も指標の追加等が考えられるため未定稿ではあるが、既に行政評価委員会で内容を諮り各部長級も確認している。また、後期基本計画の策定組織である総合計画審議会及び総合計画策定本部会においても情報共有している。

(富田委員) 総括レポート 7 頁の統計情報に示されている現在の数値とはいつの時点を示しているか。

(事務局) 数値は統計調査等からの引用となり、引用年度の統一が難しいため、各項目で提供できる最新の年度をカッコ内に表示している。

(宇田川委員) 第 4 次基本計画ではこれまでの基本計画の一貫したテーマである「歴史・自然・文化」に加え「～佐倉への思いをかたちに～」をサブタイトルとしているが、このサブタイトルに対して成果の報告ができるような形に向けて総括をまとめていくことが必要と考える。また、資料 2 の 7 頁統計情報については佐倉市の概況を一覧表形式で理解させる点で有効だが、佐倉市全体や特徴を理解す

るには指標として足りない項目がある。全部の項目を載せる必要はないが、7 頁以降に各章で掲載されている指標項目の一部を7 頁の統計情報の一覧にも追加したらどうか。

(事務局) 7 頁以降の各章のページで示している指標項目でも、佐倉市の概況がより把握しやすいように、特徴的な指標項目については7 頁の統計情報に掲載するよう精査したい。

(吉村委員) 8 頁の指標にある大学等進学者は人数だけではなく割合も示した方が佐倉市の像が把握しやすくなるのではないかと。その他の指標についても同じことを言えるものがある。

(委員長) 確かに人数等の件数だけでなく割合もある方が有効な情報である。しかし、例えば大学等進学者の指標では浪人生等をどう扱うかにより割合も変化するため、母数の定義をすることがなかなか難しいのではないかと。

(事務局) 統計情報は全国的な統計調査等で過去から統一的な方針で収集している情報であるため、市独自に調査項目を設ける事は難しい。ただし、収集データを確認して精査することで、母数の定義づけや算出など指標の切り口の変更が可能となる場合もあるため検討したい。

(宇田川委員) 28 頁の実質公債費比率で5.1%という現状はわかるものの、今後見込まれる課題に対しての事業内容により、この数字が健全かどうかの見方が大きく変わると思われる。しかし、記載された情報を読む限り、今後の課題に対する施策の方向性が見えず、情報が少ないと感じる。課題に対する今後の取り組みについて、もっと記載する必要があるのではないかと。

(事務局) 課題については後期基本計画において各担当課で基本施策毎にまとめる形で整理をしており、この総括レポート内には記載が少ない。実質公債費比率は年々減少してきているものの、今後、老朽化した公共施設等の更新等で多く財政支出することが見込まれる。現状、公共施設等の管理適正化計画を立てずにやみくもに設備更新を行うことはできない状況である。今後、平成28年度までに、施設の適正な配置・統合等を含めた公共施設等の延命化策のルール作りとして、公共施設等総合管理計画を策定することとしている。

(林委員) 第4次基本計画の期間は平成23年度から平成31年度であるが、2020年のオリンピック以降にはライフスタイルも大きく変化していると思われるが、現在の方向性は未来に向けての新規性が少ないように感じる。現在の財政事情に囚われすぎず未来に向けてライフスタイルを変えていこうという提案、未来志向で若い子育て世代が夢のある将来像を描けるようなメッセージがあっても良いと考える。

(宇田川委員) 林委員のおっしゃるとおり、佐倉市の魅力である歴史、自然、文化を通してそのような考えを取り入れるのも良いと考える。

(事務局) 今年は市政運営の最も基本となる「第4次総合計画後期基本計画」と、まちの魅力を創出し、まち、ひと、しごとの流れを作り出す計画「総合戦略」を平行で策定する年度であり、チャンスの年であると考えている。リーディング的に進めて行く施策を策定する総合戦略には、若い世代を呼び込む積極的な施策を盛り込み、それを総合計画にも一要素として取り入れていきたい。

(3) 平成27年度行政評価対象について

(委員長) では、次の議事3「平成27年度行政評価対象」について、今年具体的にどの施策に意見を述べていくかを懇話会として決定していきたい。昨年度から確認しているが、評価は個別の事業ではなく施策評価を重視して、評価結果に基づきその施策推進の具体的な手段として事業を見ていくという考え方で、懇話会として意見を述べていくこととしている。本年度は昨年度を踏まえたうえで、部局、分野、章、テーマなど、どのように選択をするか、意見を伺っていきたい。まずは事務局に、これまで実施してきた基本施策、実施年度などについて確認の意味で説明をお願いし、本年度どうか委員間で話し合いたい。

(事務局) では、資料3-1をご覧ください。これまで懇話会で検討された基本施策については網掛けとなっている。またご意見をいただいた年度が記されており、資料3-2は、年度ごとで意見交換を行った施策担当部局名を記載したこれまでの流れとなっている。なお、平成26年度第1回目に候補に挙げた基本施策は、農業関係施策、また教育関係の施策の評価を今年度にしてはどうかという意見があった。

(委員長) 資料 3-1 を確認すると、部局との意見交換を伴う行政評価については 22 年度から行っている。今年の評価対象分野をどういった方向性で選ぶのか、委員の意見を伺いたい。例えば、まだ意見交換を実施していない分野・部局から考えるか、または、テーマで考えるか、フォローアップとするか、各委員の興味・関心がある分野、もしくは現体制で行っていない分野といった視点でもよいと思うが、いかがか。

(宇田川委員) 22 年度から在籍されている委員はどなたか。

(事務局) 武藤委員長と目等委員である。

(吉村委員) 佐倉市の目指す将来都市像が歴史、自然、文化のまちというところで、まだ評価していない歴史、文化に関する施策はいかがか。具体的には、

文化に関する「No.38「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」、

「No.39 芸術文化活動の盛んなまちにします」、

自然に関する「No.14 自然環境が保全されたまちにします」、

「No.15 地球環境に配慮したまちにします」はいかがか。

(宇田川委員) さきほどの林委員の発言内容に関連して、平成 32 年を見据えた若い世代の支援に関してというところで、

「No. 3 健やかな親子づくりに取り組むまちにします」、

「No. 4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします」はいかがか。

(富田委員) 教育委員会の部局はどうか。

(委員長) 事務局へ向うが、すでに新しい教育長制度への変更をしているか。

(事務局) 教育委員長は現在の在任期間があるため、任期の切り替えにあわせて新しい制度に移行する予定。現在総合教育会議で大綱を策定している。

(委員長) 先ほど、吉村委員の意見にもあったように、基本計画のテーマである歴史、自然、文化に関わる

「No. 38「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」

「No. 39 芸術文化活動の盛んなまちにします」

「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」

「No. 15 地球環境に配慮したまちにします」を対象とするのはいかがだろうか。

(吉村委員) 佐倉市の自然豊かな部分のアピールとして

「No. 31 力強い農業ができるまちにします」

「No. 32 魅力あふれる農村環境のあるまちにします」はいかがだろうか。

(宇田川委員) 一度ヒアリングを行っているが

「No. 28 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」

「No. 29 健康教育を推進するまちにします」も重要な分野と考える。

(目等委員) 過去に行った当時の教育委員会との意見交換では、担当者クラスの出席がなく、範囲も広がったため、闊達な意見交換が行えなかった印象がある。

(事務局) 平成 22 年度は意見交換実施初年度ということもあった。今回実施される場合は、担当者の出席や資料作成など、より積極的な意見交換を行える体制を整えるようにしていきたい。

(吉村委員) 「No. 22 佐倉学を推進します」も歴史・文化の枠組みと捉えてよいのではないか。

(宇田川委員) 「No. 21 市民が教育の主役になるまちにします」における教育に市民が参加するとはコミュニティ・カレッジのようなものか。

(事務局) コミュニティ・カレッジではなく、教育懇話会開催事業、市民文化祭事業等といった事業が該当する。

(委員長) 自然分野として「No. 31 力強い農業ができるまちにします」は農作物保全事業等で農業生産力向上に関することとなるため取り扱いが難しい。「No. 32 魅力あふれる農村環境のあるまちにします」は森林保全対策事業、農地・水・環境保全対策等の事業がある。

(事務局) 「No. 32 魅力あふれる農村環境のあるまちにします」は都市と農村の交流を促進する施策であり、市民農園や家庭菜園を行いたいという都市部からの観光や定住施策の推進事業等はこの分野とな

る。「No. 31 力強い農業ができるまちにします」には耕作放棄地への対策や6次産業化等の事業が含まれている。農業は国による補助金の影響が大きく、TPP等も今後影響が出てくると考えられ、市の独自施策は打ち難い分野ではある。

(富田委員)「No. 55 健全な財政運営を進めます」はいかがか。行政側も努力していると思われ関心もある。

(委員長) 視点は良いと思われるが、評価する側に財政学や自治体財政の知識が必要となる。定住促進という視点を勘案すると、過去に対象としていない広報分野で「No. 53 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします」はいかがか。

(林委員)「No. 57 市民サービスの利便性の向上に努めます」はいかがか。

(委員長)「No. 57 市民サービスの利便性の向上に努めます」は出張所やコミュニティセンターの管理運営や情報システムの構築となっている。

意見も多く出揃ってきたが、ここまでの議論で候補にあがった施策の中で関連性があるものはどれか。

(事務局)「No. 38「佐倉ならでは」を創造・発信するまちにします」と「No. 39 芸術文化活動の盛んなまちにします」には「No. 22 佐倉学を推進します」が関連している。

(委員長) 自然と言うことで「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」と「No. 15 地球環境に配慮したまちにします」に関連しているものはあるか。

(目等委員)これまで意見の出た中で、例えば農業と自然とのつながりという視点ではいかがか。

(事務局)佐倉市では、環境に配慮した農業という農地の環境保全を大切にしたいと考えているが、現状として生産規模の拡大に重きを置いている。例えば、農業と印旛沼との関わりをキーとすると、大事な水釜として水の確保という視点が水質保全よりも強いいため、「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」との関連性は薄い。「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」は印旛沼の浄化や保全事業であるが、印旛沼の水質問題については流域が当市だけではなく他市の生活排水等が流入、蓄積しているため、様々な要因がある。自然環境ということもあり、市の一部署だけで対処するのは困難である。

(宇田川委員)「No. 28 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」は、「No. 22 佐倉学を推進します」と「No. 24 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」に関連しているので評価対象の候補に入れてほしい。

(目等委員) 評価対象の柱となる施策を定め、そこから派生する担当課以外の関連課へヒアリングすることは可能か。

(委員長) 評価対象となる施策については、市が定めている施策の枠でなく、我々が考えるもっと広いイメージでの施策となるため、市の定める施策体系とは相違していることもある。例えば、自然を考える上で、印旛沼も重要だが農地や公園もある。いずれも自然に関連するものであり、われわれが自然を検討するに当たり、課題を把握するためにも、佐倉市において自然がどのように広がっているか把握する必要があると考える。

(事務局) 以前も1回目では一旦、候補施策を選び、2回目の施策概要説明後に対象施策を決定したこともある。

(委員長) 現時点では、

自然の分野として「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」

「No. 15 地球環境に配慮したまちにします」、

教育の分野として「No. 22 佐倉学を推進します」

「No. 24 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」

「No. 28 地域から信頼され支えられる学校のあるまちにします」、

歴史・文化の分野として「No. 38「佐倉ならでは」を創造・発信するまちにします」、

「No. 39 芸術文化活動の盛んなまちにします」を候補と考えているがいかがか。

(宇田川委員)「No. 46 公共交通機関が利用しやすいまちにします」を加えていただきたい。単純に交通不便地域への課題というだけでなく、交通弱者としての高齢者の生活しやすい環境づくりと関連して

いると考える。

(委員長) それでは、

「No. 14 自然環境が保全されたまちにします」

「No. 15 地球環境に配慮したまちにします」

「No. 22 佐倉学を推進します」

「No. 24 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」

「No. 28 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」

「No. 38「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」

「No. 39 芸術文化活動の盛んなまちにします」

「No. 46 公共交通機関が利用しやすいまちにします」

の8施策を候補とし、次回事務局からの説明を受けて評価対象施策を判断したい。

(委員)同意する。

(委員長)それでは、これをもって本日の議事は終了とする。

(17時20分 終了)